

平成30年第3回東浦町議会定例会議案(追加分)

平成30年9月6日提出

目 次

報告第10号 損害賠償の額の決定及び和解について	1
------------------------------------	---

報告第 10 号

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 30 年 9 月 6 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 30 年 8 月 26 日

東浦町長 神 谷 明 彦

損害賠償の額の決定及び和解について

公用車運転時の過失による物損事故について、下記のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解するものとする。

記

1 事故の概要

平成 30 年 7 月 30 日（月）午後 1 時 30 分頃、知多信用金庫緒川支店駐車場において、職員が駐車場から出ようと公用車を後進させたところ、駐車してあった相手方の車両の前部と接触し、当該車両のバンパーカバーが破損した。

2 損害賠償の額

85,489 円

	東浦町	相手方
損 害 額	0 円	85,489 円
過 失 割 合	100%	0 %
賠 償 額	85,489 円	0 円

3 和解の内容

町は相手方に対して、85,489 円を支払うこととする。